

- 限られた予算で効果的に充電器の整備を進めていく観点から、①募集対象の限定、②申請見込み額等を踏まえた配分、③（申請順ではなく）一定期間内の申請案件から、基準（急速：施設区分や出力 / 急速・普通：kW当たり補助金申請額（円/kW））を設定して、受付案件を決定する仕組みの導入、を行う。
- 8月4日に制度の概要を公表。 その後、規程の改定、システム改修等の執行準備を経て、急速充電は8月末から、普通充電は9月上旬から申請受付を再開する。

①募集対象の限定

- 予備分30億円については、募集対象を以下に限定する。
- 今後の予算事業における募集対象の数量の限定については、予備分30億円の執行状況を踏まえて、検討していく。

種類	募集対象
急速	<u>高速道路、公道、道の駅（50kW以上のみ）</u>
普通（基礎）*	<u>基礎充電（既築集合住宅に限る）のうち、1申請における補助金による設置口数が以下を満たすもの</u> ・ケーブル：収容台数の10%以下、かつ10口以下 ・コンセント：収容台数以下、かつ20口以下
普通（目的地）	1申請における <u>補助金による設置口数が、2口以下</u> であるもの

*普通（基礎）について、

- 既に充電器が設置されている集合住宅等については、BEV/PHEVの駐車数が、充電器が設置されている区画の50%以上である場合には、追加設置申請が可能。
- ケーブルの「収容台数の10%以下」については、駐車場収容台数の10%を算出し、小数点以下の端数がある場合には、その端数を切り上げた口数まで認める。

②予備分の配分

- これまでの配分額や今後の申請見通し等を踏まえ、以下の通りに配分することとする。

区分	既配分額	配分額
急速	90億円	5億円
普通（基礎）	30億円	6億円* *執行残含め9億円分を募集
普通（目的地）	25億円	19億円

③申請受付期間と交付決定について

<急速充電>

- 8/28～9/3：申請受付。 ①施設区分、②出力、③kW当たりの補助金申請額を踏まえた優先基準を設定し、当該基準に基づいて受付案件を決定。

<普通充電>

- 9/4～9/15：申請受付。
- 基礎、目的地の区分ごとに、充電出力kW*当たりの補助金申請額を踏まえた基準額を設定。（基準額を超過する申請は取り消し。～9月下旬）
 *計算上、6kW未満の充電器は、実際の充電出力を考慮し、3kWとして扱う。
- 基準額以下の申請について、必要書類等が整っているか確認。確認後、受付（随時、～10月下旬）。
- 金額の審査を行い、交付決定（随時、～12月上旬）。

【参考】充電インフラ補助金 「補助制度の概要」と「予算配分」

- 電動化社会の実現に向けて、電動車の普及と充電インフラの整備を、車の両輪として推進。政府として、2030年までに、公共用急速充電器3万基を含む15万基の充電器を整備することを目標としている。
- 令和5年度に活用する充電インフラ整備補助事業として約175億円を措置。（R4補正予算・R5当初予算）

補助制度の概要

【充電インフラ補助金】 約175億円

■ 交付申請期間

令和5年3月31日(金)～9月29日(金) 予定
※ 上記は申請開始時の交付申請期間であり、
予算を超過したため、これを待たず申請終了。
(予備分30億円を除く)

■ 補助対象

充電設備の購入費および設置工事費

■ 補助対象者

充電設備を設置する個人、法人、地方公共団体
※ ただし、個人宅への設置は対象外。

■ 補助率（上限額は設置場所ごとに異なる）

充電設備の購入費：定額(1/1以内)または1/2以内
設置工事費：定額(1/1以内)または1/2以内

予算配分について

	予算額	事業内容 (主な設置場所)	申請状況
急速充電	90億円	高速道路SA・PA、 公道、道の駅、 給油所、空白地域	7/10: 申請受付終了 (7/7申請分まで 対象)
普通充電 (基礎)	30億円	分譲・賃貸マンション、 月極駐車場、事務所・工場等	6/29: 申請受付終了 (6/27申請分ま で対象)
普通充電 (目的地)	25億円	商業施設・宿泊施設等	6/12: 申請受付終了 (6/11申請分ま で対象)
予備分	30億円	-	8/4 : 制度概要の公表
合計	175億円		

＜主な設置場所＞



高速道路SA・PA



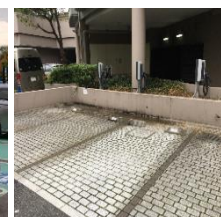
道の駅



自動車販社



商業施設・店舗



マンション